



省令改正に伴う登録水質検査機関の対応について

令和 7 年 8 月 8 日
環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室



水道法に基づく水質検査

水道法

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

水道法に基づく登録水質検査機関の登録要件

水道法

(登録基準)

第二十条の四 国土交通大臣及び環境大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。

二～三 (略)

2 (略)

【参考】水道法施行規則の一部改正について（平成23年10月3日付け健水発1003第1～4号）

第2 2 (1) 「～登録水質検査機関は、～水質検査を行うために必要な能力を有していることが求められることから、業務の全部又は一部を別の者に再委託する内容の委託契約を締結することは認められない。」



水質基準に関する省令の施行前（令和8年4月1日）までに準備が必要な事項

- ☛ 測定機器（液体クロマトグラフィー質量分析計）の整備
- ☛ 検査体制の整備

（具体的には「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成24年9月6日付け健水発0906第1号別添、最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018号第1号）に基づく妥当性評価の実施）

業務規程について（１）

水道法

（業務規程）

第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の国土交通省令・環境省令で定める事項を定めておかなければならない。

水道法施行規則

（水質検査業務規程）

第十五条の六 法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
- 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
- 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
- 八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

業務規程について（２）

水道法施行規則

（水質検査業務規程）

第十五条の六

２（略）

３ 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、**様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。**ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

⇒水質基準に関する省令の施行前までに**業務規程変更届出**（様式第16の2）の提出

必要書類

※手引きは「水質検査機関の登録の手引き（第8版）」を指す。

- ☛ 業務規程変更届出書（様式第16の2）〈手引きp.66〉
- ☛ 変更した業務規程 〈手引きp.9-10〉
- ☛ 料金算定に係る書類 〈手引きp. 10〉
- ☛ 水道法施行規則第15条の２第１項第４号に係る書類 〈手引きp.26〉
（具体的には検査室の図面、機器の所有又は借入れに関する資料、機器の写真など）
- ☛ 妥当性評価結果の一覧表または妥当性評価書 〈手引きp.34または109〉 など

業務規程変更届出書の提出（令和7年度末）

- 業務規程変更届は水質検査事業前までに届け出なければならないものです。省令の改正に伴い、今年度は全ての登録水質検査機関が業務規程変更届出書を提出する必要があるものと考えられることから、年度末に提出が集中する見込みです。
- 手続きを円滑に進めるため、業務規定変更届及び関連書類を早期に提出していただくよう、御協力をお願いします。
- 令和8年2月下旬（ないしは3月上旬）に届出書類の提出期限を設定します。
- 詳細については、令和7年秋頃に事務連絡でお知らせ予定ですので、登録水質検査機関においては、早目の準備をお願いします。

水質検査の委託に係る料金

全登録検査機関を対象とした、水質検査の受託状況、検査料金、外部精度管理調査等の調査の結果から課題が判明。

- × 試料の採取、試験操作(前処理、分析)及び検量線の作成等に関して、検査法告示及び標準作業書に示す検査方法と異なる不適切な検査を実施
- × 水質検査料金が受注競争や委託者の価格設定に応じて**低料金化**し、検査設備の保守や精度管理の確保面にしわ寄せ

水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告を踏まえて、水道法施行規則を改正 (水道法施行規則第15条第8項:平成24年4月1日施行)

- 水質検査の適正化
(検査法告示や標準作業書による検査実施、再委託禁止、試料採取や運搬方法の明示)
- 定期的な(内部)精度管理の実施、外部精度管理の受検
- 保存書類(検査結果の根拠書類、検査工程毎の時刻等)の追加
- 落札した**委託料の積算根拠の提示**

水道事業者等

- 委託する水質検査機関の選定に当たり一定の価格競争が生じる場合においても、**水質検査の信頼性を確保するために必要な費用の確保**
- **低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**を活用
- 水質検査機関の経理状況や事業の状況の把握、落札した検査料金の積算等を確認

登録水質検査機関

- **適正な価格設定**(人件費、機器費、試薬費など)
- 受託業務を遂行するに足る額であることを明らかにするため、水道事業者等の求めに応じて委託料の積算根拠の提示